

掛川市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和8年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 指定公金事務取扱者

名 称	所 在 地	指定した日
スルガビジネスソリューション株式会社	静岡県駿東郡長泉町東野字八分平500番地の12	令和7年2月7日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	

2 委託した公金事務に係る歳入

市県民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、保育所保育料、こども園（保）給食費、富士見台霊園清掃料、富士見台霊園永代使用料、道路河川使用料（道路・河川）、公営住宅使用料、幼稚園保育料、預かり保育保育料、こども園（幼）給食費、介護保険料、戸別浄化槽使用料及び後期高齢者医療保険料

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで